

第3章 不当労働行為事件の審査

1 概要

前年から繰り越された1件を取り扱い、本年中に和解により終結した。

(1) 不当労働行為事件取扱一覧表

整理 番号	事件名	申立日	終結日	処理日数	終結区分
1	栃労委令和5年（不）第2号事件	5.11.2	6.9.27	331	関与和解

※ 当委員会の審査期間の目標は、1年3月としている。

(2) 年次別不当労働行為事件取扱件数調（過去10年）

区分 年次	前 年 繰 越 し	新 規 申 立 て	計	新 規 申 立 て の 理 由 別 分 類									和 解	取 下 げ	却 下	命 令		終 結	未 終 結 繰 越 し
				1 号	2 号	3 号	1 2 号	1 2 3 号	1 3 号	1 3 4 号	1 2 3 4 号	2 3 号				救 済	棄 却		
27	2		2															2	
28	2		2												1	1	2		
29																			
30		3	3	1	1				1									3	
元	3	2	5				1		1				1			1	1	3	2
2	2	1	3		1								2		1			3	
3		2	2		2														2
4	2	2	4		2								1	1				2	2
5	2	2	4		2								2			1		3	1
6	1		1										1					1	
計	—	12	—	1	8		1		2				7	1	1	3	2	14	—

※ 「救済」は一部救済を含み、「棄却」は一部棄却・一部却下を含む。

(3) 年次別不当労働行為事件平均処理日数調（過去 10 年）

区分 年次	終 結 事 件		命 令						却 下		和 解		取 下 げ	
	計		救 済		棄 却									
	件数	平均 処理 日数	件数	平均 処理 日数	件数	平均 処理 日数	件数	平均 処理 日数	件数	平均 処理 日数	件数	平均 処理 日数	件数	平均 処理 日数
27														
28	2	928	2	928	1	1,240	1	616						
29														
30														
元	3	493	2	498	1	388	1	607			1	483		
2	3	249							1	290	2	228		
3														
4	2	271									1	259	1	282
5	3	327	1	449	1	449					2	266		
6	1	331									1	331		
計	14	433	5	625	3	693	2	612	1	290	7	313	1	282

(4) 年次別不当労働行為事件産業別取扱件数調（過去 10 年新規申立て分）

区分 年次	運 輸 通 信 業	製 造 業	サ ー ビ ス 業	卸 小 売 業	鉱 業	金 融 保 険 業	建 設 業	電 気 ガ ス 水 道 業	公 務	そ の 他	計
27											
28											
29											
30				1	1					1	3
元				1						1	2
2										1	1
3		1								1	2
4	1						1				2
5				1				1			2
6											
計	1	1		3	1		1	1		4	12

(5) 再審査の申立状況

本年中に申し立てられた再審査はなかった。

(6) 初審の救済命令の確定後の状況

本年中に行われた履行確認はなかった。

2 不当労働行為事件審査の経過

(1) 栃労委令和5年（不）第2号事件

申立人		X（組合）				申立時の組合員数		約70名			
被申立人		Y				申立時の従業員数		約10名			
申立概要	Yは、組合員Aが車両を破損し、また、工場内の商品を紛失したとして、その賠償金として一方的に組合員Aの賃金から控除した。また、Yは、令和5（2023）年8月に組合員Aに対し、仕事が少ないため連絡があるまで休業するようにとの指示をした。 Xは、Yに対して、同年9月4日付けで組合員AがXに加入した旨及び組合員Aへの休業手当の支払等を議題とする団体交渉を申し入れる旨を記載した書面を送付した。 同月19日、受取人であるYが郵便局に保管されていた書面を受け取りに行かなかったため、Xに返却された。翌日Xは、組合員AとともにYの事務所を訪問したものの留守であったため、書面の写しをその郵便受けに入れた。同月26日、YがXの事務所を訪れたが、留守であった。また、Yは、Xからの電話に出ない状態が続いていた。 その後、Xは、2回にわたってYの事務所を訪れ、団体交渉を申し入れる書面をその事務員に渡し、YからXに連絡をしてもらいたい旨を伝えたが、連絡はなかった。 Xは、こうしたYの対応が労働組合法第7条第2号の不当労働行為である団体交渉の拒否に該当するとして、救済の申立てをした。										
	7条該当号		2								
	請求内容		・団交応諾								
担当委員		公	安田			労	森田		使	糸川	
審査状況	5.11.2		不当労働行為救済申立て								
	5.12.15		職員調査（被申立人）								
	6.1.22、1.31		職員調査（被申立人、申立人）								
	6.3.26～7.9		第1～4回委員調査								
	6.8.29		和解成立								
	6.9.27		取下げ								
調査回数		7		審問回数		－		和解協議回数		－	
終結区分		関与和解					処理日数		331		